

第14回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年8月20日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所2階 201会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 6 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 7 報告第1号 第2回総務小委員会の報告について
 - 日程第 8 報告第2号 第4回農政小委員会の報告について
 - 日程第 9 報告第3号 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について
 - 日程第 10 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 11 報告第5号 農地転用許可申請の取下げ願いについて
 - 日程第 12 報告第6号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 13 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 出席委員
 - 1番委員 大森 泰英
 - 2番委員 金崎 修一
 - 4番委員 工藤 肇
 - 5番委員 井坂 義信
 - 6番委員 菊地 和夫
 - 7番委員 齊藤 文一郎
 - 9番委員 鈴木 学
 - 10番委員 西村 秋良
 - 11番委員 小山田 栄一
 - 12番委員 小森 アツ子
 - 13番委員 中村 奈々子
 - 14番委員 齊藤 新一
 - 15番委員 三上 榮
 - 16番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員
 - 3番委員 鈴木 文雄
 - 8番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 局長 長嶺正治

〃 総括主査 武田裕雅

〃 主査 海老澤愛

開会時刻 平成27年8月20日 午前10時

議長

只今の出席委員は13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第14回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、13番中村奈々子委員及び14番齊藤新一委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第13回総会開催後の業務を報告する)

議長

日程第4議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第5条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域内で、農業振興地域内で農用地区域内にある農地です。

現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、1種農地と判断されますが、携帯電話基地局建設に伴う作業用機

械置き場として使用するための一時転用ですので、転用目的については問題ないものと考えております。

議長 今回の現地調査は、1番大森泰英委員、4番工藤肇委員、7番齊藤文一郎委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は4番工藤肇委員にお願いします。

4番工藤委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、8月17日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

 位置的には、月が丘小学校の南西約1キロメートルのところにあります。

 周囲の状況は大半が農地となっております。

 この場所は、昨年8月の総会で審議され、許可相当として県に進達しましたが、事業計画者の都合により、取消願が提出された場所になります。今回の申請理由は、前回と同様に携帯電話基地局建設に伴う仮設工事用地等の一時転用ですが、申請面積、転用する区域が少し変更になっていることから、再度現地調査を実施したものです。

 転用の際は、鉄板を敷設し、事業完了後は撤去して農地に復元する計画とのことです。

 以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

 先ほど、転用する区域が少し変わったと説明しましたが、私はどのように変更になっているのか分かりませんので、詳しい内容については事務局より説明させます。

武田総括主査 現地は昨年と違い擁壁が建設されておりました。これは、土砂が隣接する農地に流れ込まないようにするためと聞いております。この関係で、昨年は横長に使用する計画でしたが、今回は境界ぎりぎりまで使用する形で、正方形に使用する計画となっております。使用する全体面積はほぼ変わらないのですが、使用する区域が変わっております。

議長 これより質疑に入ります。

 (なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第5議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査

今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が1件、利用権貸借の案件が3件です。

それでは、整理番号1番から説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。

(以降議案書を朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番については、先月の総会で農地中間管理機構に所有権移転を行った農地であります。今月は認定農業者の方へ所有権移転を行うものです。

整理番号2番については、耕作されなくなってから3年以上経過した農地を、今回の借受申出者が、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、再生作業を行い借受けするものです。この耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、対象となる農地が農振農用地内で、農地の利用者が5年以上耕作するということが前提で、使用貸借が条件となっております。借受申出者は、牧草の作付けを計画しているということです。

整理番号3番は、借受申出者、貸付申出者とも整理番号2番と同じですが、こちらは農振農用地内ではないため、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の対象とはなりません。借受申出者は、自己負担により再生作業を行い牧草の作付けを計画しております。

なお、整理番号3番と整理番号2番とは貸借期間が異なりますが、整理番号3番は、再生作業が完了してからの権利設定ということで、平成28年1月1日から5年間との申出となっております。

整理番号4番については、農地中間管理機構への貸付けによる農地中間管理権の設定になります。

以上、整理番号1番から3番については、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えています。

整理番号4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が特例事業によって利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査は、1番大森泰英委員にお願いします。

1番大森委員 それでは、私の方から整理番号2番から4番について、8月17日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。

整理番号2番から3番までにつきまして、全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が、権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

整理番号4番は、すべて農地中間管理機構である岩手県農業公社が権利を取得するものであります。

これらのことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第2号 整理番号2番から4番の調査報告とさせていただきます。

付け加えまして、整理番号2番3番につきましては、今まさに農地に再生しようとするのが見られました。農地の隣接地に自動車6台ほど放置されていてどうするのかなと思いました。我々の関係することではないのですが、農地に対しガソリン等の油が漏れだしたらどうするのかなというのが心配されました。以上報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号について原案のとおり決定しました。

日程第6議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明いたします。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

農地として利用されなくなってから、20年以上経過し、現地が通常の耕作機械による農地への復旧が著しく困難である場合に農地法の適用以外の土地である旨の証明をすることができることとなっております。

今回の場所は、昭和53年頃に農作業小屋の立替時に通路として使用していたもので、37年以上経過しておりました。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、7番齊藤文一郎委員にお願いします。

7番齊藤委員 議案第3号について現地調査報告をいたします。

位置的には、滝沢中学校から北東へ約830メートルのところにあります。

申請地は農地や宅地に囲まれた小面積の農地となっております。

申請の理由は、昭和53年頃に農作業小屋の立替に伴い、小屋と農地への通路として使用し、現在に至ったとのことです。

今年の固定資産税の納付書が宅地として課税されたことから、現地と公図を合わせるため分筆を行い、当該地番も昭和53年当時から耕作しておらず、今後農地として利用できる見込みもないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号について原案のとおり決定しました。

日程第7報告第1号、第1回総務小委員会の報告について、総

務小委員長は議長を兼ねておりますので、三上総務小委員会副委員長より報告させます。

1 5 番三上委員 （議案書朗読説明）

議長 日程第8報告第2号、第4回農政小委員会の報告について、小山田農政小委員長より報告していただきます。

1 1 番小山田委員 （議案書朗読説明）

議長 日程第9報告第3号、農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の確認事務報告について報告します。
案件は1件です。
（以降議案書朗読）
以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第10報告第4号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は農地法第5条によるものが2件となります。
（以降議案書朗読）
以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第11報告第5号、農地転用許可申請の取下げ願いの確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用許可申請の取下げ願の確認事務報告について報告します。農地法第4条の規定によるものが1件となります。
（以降議案書朗読）
以上で報告を終わります。

議長 日程第12報告第6号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告につい

て報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第13報告第7号、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

本案件は、営農規模縮小のための合意解約となります。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第14回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年8月20日 午前10時45分

議長

会議録署名人 13番委員

会議録署名人 14番委員

これは原本である。

平成27年8月20日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實